

第3回三重県環境審議会産業廃棄物条例部会 議事概要

1. 日時、場所等

日 時：令和元年6月28日（金） 9時30分から12時

場 所：三重県庁講堂棟 第131・132会議室

2 議事

(1) 産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し

資料1及び資料1-1から1-6の内容について事務局から説明。

○検討結果及び委員からの主な意見は以下のとおり。

【合意形成手続の具体的事項について】

- 環境影響評価制度の手続を産廃条例の手続に代えることができるという事務局案の考え方について異論は無い。ただし、産廃条例の制度と環境影響評価の制度の違いによって、産廃条例による意見の提出が妨げられないような制度とする必要がある。
- 合意形成が図られなかったという報告があった場合の対応について、生活環境に対する配慮が十分であるか否か等の事業者の具体的な取組を検証したうえで、意見があったとしても合意形成が図られたと扱いうるという事務局案の考え方について異論はない。
- 県の判断基準やタイミングは現状案で良いが、事業者が行う判断基準やタイミングについて整理のうえ、中間案に盛り込む必要があると考える。
- 合意形成を図る対象者及び対象者の意見に重みづけをしないという考え方は事務局案で異論はない。
- 合意形成の判断基準について、客観的に判断せざるを得ないため、書面の提出の有無を一つの基準とせざるを得ないとは考えるが、硬直的な運用をするのではなく、事業計画者と周辺住民等が生活環境保全上の観点から十分なリスクコミュニケーションが図られるような運用の仕方を整理しておく必要がある。
- 意見書の提出がなくなることという基準が必要十分条件ではなく、意見が出続けている場合でも合意形成が図られたと扱う可能性があるということについて、条文化する際にどのように整理するか検討が必要である。
- 各手続の期間について、見解書の提出期間を設けないことについては問題ないと思うが、再意見書の提出期間については、時期的な問題や意見を出す側の無用の混乱を防ぐための観点から1ヵ月（30日）とする等、検討が必要ではないか。
- 縦覧期間を手続終了までとしているが、長期間縦覧することによるデメリットがある等、他の制度等においては何らかの意義があって一定期間に区切られていると考えられることから、他の制度やパブリックコメント等もふまえて、もう少し検討が必要ではないか。
- 条例手続の適用除外規定を設けることについて異論は無いが、条例手続の意義や目的に照らして、具体的にどういったものを適用除外とするかについては検討を要する。

【条例の実効性の確保について】

- 条例の義務違反に対して勧告規定を設けることに異論はないし、資料1－6別紙でまとめられている勧告を行う類型も事務局案で問題ない。
- 公表については、制裁的な意味合いだけで行ってはならず、公共の利益を踏まえて公表が必要な時になされるべきであるので、運用において具体的な手続を整理しておく必要がある。
- 廃掃法に係る解釈規定を条例本則に設ける枠組自体は問題ないと考えられるが、条例に基づく合意形成を図ることが、廃掃法において求められる適切な業務を行う上で求められていることなのか疑義があることから、実際の運用上も含めてどのように規定するか検討が必要である。

(2) 優良認定処理業者への委託時における規制の合理化等

資料2及び資料2－1の内容について事務局から説明。

○委員からの主な意見は以下のとおり。

- 優良認定処理業者を育成していく旨の理念規定の創設を見送ることについて異論は無いが、手引等において今回検討した理念も含めていることを明記しておいた方が良い。
- 優良認定処理業者への委託時における規制の合理化の規定の考え方自体について異論は無いことから、このまま中間案の作成を進めていく。

(3) 建設系廃棄物の適正処理に係る受注者（元請業者）の責務の追加等

資料3及び資料3－1から3－2の内容について事務局から説明。

○委員からの主な意見は以下のとおり。

- 公表の実施については、行政手続条例が根拠規定となることは決してなく、その都度、公益上の必要性等から個別に検討する必要があるが、勧告を受けた者が正当な理由なく引き続き義務を果たさない場合において、事前に意見を聴取したうえで公表を行うという事務局案の考え方で異論はない。
- 受注者の責務の追加等について、これまでの部会で出された意見に沿う形で修正がなされており異論は無いことから、このまま中間案の作成を進めていく。
- 土地所有者等の責務の見直しについて、土地所有者の責に帰すべき事由がある場合に限定されるものなのか、それに限らず公益上の必要性から指導するケースもあるのか、どういう状況に基づいて指導が行われるのかということを加味したうえで、考え方の記載内容に関しては整理が必要である。